## 宮城地方最低賃金審議会 宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会(第1回)議事要旨

令和2年12月17日公開

	午前10時00分		
開催日時	令和2年10月 6日(火)	$\sim$	
	午前11時00分		寺00分
出席状況	公益を代表する委員	出席3名	定数3名
	労働者を代表する委員	出席 2 名	定数3名
	使用者を代表する委員	出席2名	定数3名
主要議題	(1) 部会長及び部会長代理の選出について (2) 宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会運営規程について (3) 宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会の公開について (4) 最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取の取扱いについて (5) 関係資料の説明について (6) 金額審議に当たっての労使の基本的な主張について (7) 金額審議について (8) その他		
議事要旨			

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に工藤委員、部会長代理に北川委員が選出された。
- (2) 宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会運営規程について 案のとおりとすること、施行年月日は本年10月6日とすることで、了承を得た。
- (3) 宮城県鉄鋼業最低賃金専門部会の公開について 金額審議と議決に関する部分は非公開とし、代わりに議事要旨を作成することと した。審議資料は、各種団体の HP により作成された部分は公開とした。
- (4) 最低賃金法第25条に係る関係者からの意見聴取の取扱いについて 最低賃金法第25条第5項に係る意見の提出は、なかった旨報告された。また、 最低賃金法第25条第6項に係る関係者からの意見聴取は、審議の過程で必要と認 めた場合は、その時判断することとされた。
- (5)関係資料の説明について 資料に基づき、説明がなされた。
- (6)金額審議に当たっての労使の基本的な主張について 労働者代表委員より、鉄鋼業はものづくり産業であって技術の伝承が重要であ り、安心して働くことができる環境の確保や優秀な人材の確保のため、最低賃金 を引き上げるべきである旨の主張があった。使用者代表委員からは、鉄鋼業で働 く労働者は専門性が高く、高い技術力を持っており、地域別最低賃金より高い水 準の最低賃金が必要であるが、粗鋼生産量の減少や新型コロナウイルス感染症に よる大幅減益など非常に厳しい経営環境であるとして、最低賃金の引上げができ るような状況でない旨の主張があった。
- (7)金額審議について 労働者側より金額提示は次回第2回目に行いたいと申し出があり、金額審議は第 2回目から行うこととなった。
- (8) その他 事務局より、第2回目以降の審議日程について説明があった。